

令和4年3月25日

保育所等設置者・施設長 様

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部幼児教育担当課長

新型コロナウイルス陽性者の発生に伴う保育所等の臨時休園期間等の
判断に関する基本的な考え方について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症防止のために、児童や職員の健康管理、消毒等の感染予防対策を講じていただき、ありがとうございます。

さて、休園の長期化等により保護者の就労等に大きな影響が生じていることから、令和4年2月14日付け事務連絡により、新型コロナウイルス陽性者の発生に伴う保育所等の臨時休園の取扱いについて見直したところですが、施設内での感染拡大の防止を図りつつ、さらに保護者の就労等への影響を最小限に抑えられるよう、ケースごとの状況等を踏まえながら、柔軟に対応を見直し運用しているところです。

現在、以下のような考えに基づき対応していますのでお知らせいたします。

【保育所等の臨時休園期間等の判断に関する基本的な考え方】

感染拡大のリスクがあり休園が必要と判断された場合、陽性者との接触のあった可能性の高い集団を「みなし濃厚接触者」とし、また一定程度発症率が低減するまでの3日間を原則として全部休園することとしていますが、現在、可能な限り臨時休園する範囲と期間を限定するよう、以下のように対応しています。

- 各施設の構造や保育状況を踏まえながら、部分休園を検討する。
- 全部休園となった場合も、施設内での感染状況を踏まえながら、感染リスクが低いと判断される児童の受け入れの早期再開（部分開所）を図る。
- 「みなし濃厚接触者」についても、可能な限り実質的な濃厚接触者の特定を行い、自宅待機対象者を限定する。

なお、新型コロナウイルス感染症については、状況が時々刻々と変化していることから、今後も、市内の感染状況や国の動向等を踏まえ、柔軟に対応いたします。

各施設におかれましては、濃厚接触者をできるだけ早く特定できるよう、御協力をお願いいたします。

また、保護者の皆さまに対しましては、お子様が体調不良の場合は登園を控えるとともに、お子様の感染が判明した場合や感染が疑われる場合（PCR検査等を受けた場合等）には、すみやかに園に報告するよう、あらためて御周知くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

(園児や職員が新型コロナウイルス感染症にかかった場合やその疑いがある場合について)

施設が所在する下記担当と情報共有を図り、感染拡大防止のための適切な対応をお願いいたします。

| | | |
|-------------------|----|--------------|
| 川崎区保育・子育て総合支援センター | 電話 | 044-201-3318 |
| 幸区保育総合支援担当 | 電話 | 044-556-6672 |
| 中原区保育・子育て総合支援センター | 電話 | 044-744-3287 |
| 高津区保育総合支援担当 | 電話 | 044-861-3340 |
| 宮前区保育総合支援担当 | 電話 | 044-856-3271 |
| 多摩区保育総合支援担当 | 電話 | 044-935-3240 |
| 麻生区保育総合支援担当 | 電話 | 044-965-5226 |

(認可保育所に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、その他認可外保育施設に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179